

資料8

《参考》

平成30年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の拡大が予定されている。

1 改正（案）の概要

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象を拡大するため、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

(1) 5割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 27万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の対象世帯拡大

(現行) 基準所得金額 33万円 + 49万円 × 被保険者数

↓

(改正後) 基準所得金額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

【例】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約189万円 → (改正後) 約191万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約283万円 → (改正後) 約287万円

【例】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約227万円 → (改正後) 約230万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約353万円 → (改正後) 約359万円

【例】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現行) 約207万円 → (改正後) 約208万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現行) 約251万円 → (改正後) 約253万円

2 施行日

平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の保険料から適用する。